

「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案」及び「賠償措置額に関する告示案」の概要

令和3年6月
内閣府宇宙開発戦略推進事務局

1 改正の背景

「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」（平成28年法律第76号。以下「法」という。）第9条第2項には、「賠償措置額」を内閣府令で定める旨が規定されており、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則」（平成29年内閣府令第50号。以下「施行規則」という。）第9条の2及び別表には、打上げ用ロケットごとに「賠償措置額」が規定されている。

今年度には、H3ロケット（宇宙航空研究開発機構の新型ロケット）やカイロス（スペースワン株式会社のロケット）の打上げが予定されているところ、「賠償措置額」が現状規定されていないため、これらのロケットに対応する「賠償措置額」を最新の算定手法に基づき定める必要がある。また、これらの打上げ用ロケットの「賠償措置額」の算定方法を既存の打上げ用ロケットにも適用し、現行の施行規則で規定している「賠償措置額」の適正化を図る必要がある。さらに、「賠償措置額」を算定するには、打上げ用ロケットに関する情報が必要であることから、「賠償措置額」の算定に必要となる資料の提出を必要に応じて事業者に要求できる規程が必要である。

また、将来的に予定されている打上げ用ロケットの事業形態等を踏まえると、打上げ用ロケットだけでなく打上げ用ロケットと打上げ場所の組合せに対して「賠償措置額」を規定するという形式に変更する必要がある。

以上を踏まえ、施行規則について所要の改正を行い、さらに、今年度打上げを予定している打上げ用ロケットと打上げ場所の組合せ等に対して「賠償措置額」を定める告示を行う。

2 改正の主な内容

- (1) 施行規則の中で、「賠償措置額」は打上げ用ロケットの設計、打上げ施設の場所等を勘案し、財務大臣と協議して定める旨を規定。
- (2) 施行規則の中で、必要に応じて「賠償措置額」の算定に必要となる資料の提出を求める旨を規定。
- (3) 施行規則の中で、新たに定めた「賠償措置額」を告示する旨を規定。
- (4) 告示の中で、打上げ用ロケットと打上げ場所の組合せごとに「賠償措置額」を規定。

3 今後の予定

パブリックコメント：令和3年6月中旬に開始（期間：1か月間）

公布・施行：令和3年7月下旬